

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 一

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (子育て社会推進課) 一

人 事 委 員 会

○人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則 一
○人事委員会の権限(特殊勤務手当)の一部委任の一部を改正する告示 二

規 則

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十九号

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則
特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成二十四年宮城県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

第37条	第39条	第40条
------	------	------

を

第37条	第39条
------	------

に「第39条及び

第10条」を「及び第39条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式とみなす。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると知事が認めるときは、当分の間、この規則による改正後の第三十三条の規定は適用せず、この規則による改正前の第三十三条の規定は、なおその効力を有する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―二―七十四

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特種勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)に基づき、人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第十八条第八項の次に次の一項を加える。

9 条例第二十條第一項第一号二の規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一 関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業

二 他の地方公共団体からの派遣要請等に基づき、当該地方公共団体が行う災害応急対策に係る業務を支援するために出張して行う罹災証明書の交付に係る作業その他被災地支援に関する作業

(出張する区域が県内である場合は、被災者と接しないで行う事務作業を除く。)

第十八条第十一項第一号中「において、警察職員が」を「における」に改め、「又はこれらに相当

する作業に引き続き二日以上従事した場合の当該作業」を削り、同条第十三項を同条第十四項とし、

同条第十二項中「次に掲げる場合であつて人事委員会が認める場合とする」を「第十一項の作業に引

き続き二日以上従事し、かつ、いずれかの日において人命救助の作業に従事した場合であつて人事委

員会が認める場合とする」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項を同条第十三項とし、同条第

十一項の次に次の一項を加える。

12 条例第二十條第二項の規則で定める災害は、災害対策基本法に基づく災害対策本部若しくは石油

コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)に基づく石油コンビナート等現地防災本

部が設置され又は災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された災害のうち暴風、豪雨、

豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法に基

づく原子力災害対策本部が設置された災害その他人事委員会が定める災害とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則七―二の規定は、令和六年一月一日から適用する。

○人事委員会告示第二号

人事委員会は、人事委員会規則二―二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平成十三年人事委員会告示第一号(人事委員会の権限(特殊勤務手当)の一部委任)の一部を次のように改正した。

令和六年七月八日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

一 二の(六)中「第十二項」を「第十三項」に改め、同(七)中「第十三項」を「第十四項」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

令和六年一月一日